

第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和5年11月16日

島田市長 染谷絹代

市町村名 (市町村コード)	島田市 (22209)
地域名 (地域内農業集落名)	旧島田・大津地域 旧島田市(向谷町・三ツ合町・中溝町・若松町・宮川町・中河町・元島田・御仮屋町・旭町・高砂町・南町・横井町・河原町・稻荷町・向島町・大井町・幸町・日之出町・大川町・大津通・新田町・本通7丁目・松葉町) 旧大津村(千葉・大草・尾川・落合・上野田・東野田・西野田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年4月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

<p>当地域は、市の中心部に位置し、市街地と北部の中山間地域にまたがっている。このうち旧島田市地区の農地は、用途地域内にあり、宅地と混在した水田が主で、自家用に栽培されている。また、旧大津村地区の農地は、大津谷川沿いに水田が広がっているが、基盤整備が遅れていて、狭小な区画が多く、また、茶園が中山間部にあり、狭小な傾斜地が多い。 後継者が少なく、農地の荒廃化が進んでおり、効率的な農地の基盤整備と担い手の確保が課題となっている。 【地域の基礎的データ】農業者(旧市内30a以上・大津40a以上)327件、中心経営体6件(うち法人1件) 主な作物:水稲、茶、野菜、椎茸等</p>
--

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

<p>旧島田市地区は、農地以外の都市的土地利用を進めていく地区であるが、農地の持つ多面的機能として水源涵養や緑地、地産地消等の役割を有していることから、地区内外の農業を担う者で受入可能な方により、稲作を中心にできる限り農地を維持していく。 旧大津村地区は、集落の話し合いにより水田の基盤整備を進めていく方針となっており、農地中間管理事業を活用し、地元の認定農業者などや入作を希望する法人などの中心経営体に農地の集積・集約化を図っていく。 茶については、法人を中心に地元農家の協力を得て、機械化など作業の効率化を図りながら集積・集約化を進めていく。 また、新規就農者を受入れていくとともに、体験型の観光農業の実現を目指していく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	332.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	169.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。 保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。</p>
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※ 地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地保有適格法人等へ農地の集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※ 農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行っていくものとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針※ 旧大津村地区において、水田の大区画化・汎用化を図る基盤整備を実施し、担い手への農地集積・集約化を図る。 茶園の基盤整備についても、畝替えや枕地整備など簡易的な基盤整備により、乗用型管理機での作業が可能となるよう、地域の話し合いにより検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※ 認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制を確立し、農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 水稲栽培における植付から収穫に係る作業について、受託組織の育成を図るとともに、その受託組織や地域の担い手への委託により合理化を図り、荒廃農地の発生を未然に防止する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやカモシカなどによる被害を拡大しないよう、電気柵や防護柵を設置するとともに、被害情報を逐次提供し、有害鳥獣駆除などの対策を効果的に実施する。また、活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地などの発生を抑える。
- ③基盤整備を実施した水田において、ドローンの活用などによるスマート農業を展開して、効率性を上げる。
- ⑨水田の基盤整備により、水稲以外にレタスやトウモロコシなどの高収益作物を栽培し、農地の有効活用を図る。